自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部

を改正する政令案要綱

第 窒素酸化物対策地域 及び粒子状物質対策地

域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 という。 第六条第一項及び第八条第一項の政令で定める地域を、 別表第一に掲げるとおり

とすること。 ( 第一条関係

以下「

第二 窒素酸 配化物総 量 萷 減 計 画

法第七条第一 項の窒素酸化物総量削減計画は、 平成二十三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準

が おおむね確保されるように、 自動 車排出窒素酸化物 の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画 [の達成] の

期 間 を定めるものとすること。 (第二条第一 項関係

第三 粒子状物質総量削 減 計 画

法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画は、 平成二十三年三月までに自動車排出粒子状物質 の総量

が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、 自

動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めるものとすること。

(第三条第一項関係)

粒子状物質総 量 削減 計画は、 自動車 の種別ごとの自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質

発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質の排出状況並びにこれらの見通しその他浮遊粒子

状物質に係る大気環境基準の確保に関し必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければなら

ないものとすること。 (第三条第二項関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則関係

この政令の施行期日について定めること。 附則第 条関 係

経過 措置 一について所要の措置を講ずること。 附則第二条関係

Ξ 関係政令について所要の改正を行うこと。(附則第三条関係)